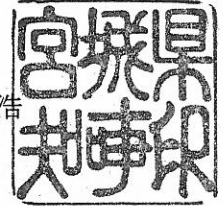


環 対 第 1 1 6 号
平成 3 0 年 6 月 2 2 日

日立サステナブルエナジー株式会社 取締役社長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) セブンスター風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について
(通知)

平成30年4月6日付けで送付のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」第14条第3項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

— 担 当 —

環境生活部 環境対策課

環境影響評価班 渡邊

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) 七ヶ宿長老風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、宮城県白石市及び刈田郡七ヶ宿町において、最大で総出力 47,000 kW（定格出力 2,350 kW，風力発電設備 20 基）の風力発電施設を設置する事業であり、本県における再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

一方、事業実施想定区域の全域は、優れた自然の風景地として保護されている蔵王高原県立自然公園内に位置し、近傍には、東北の名峰と称される蔵王連峰や水道水源である七ヶ宿ダムをはじめ、洪水緩和など流域保全上重要な水源かん養保安林やクマタカなどの希少な動物の生息環境が存在することから、本事業の実施により、これら希少猛禽類を含む豊かな自然環境や眺望点、水道水源に対する重大な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、環境への重大な影響を回避・低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、蔵王高原県立自然公園及び水源かん養保安林などの保全について、関係機関と十分に協議・調整した上で最大限配慮するとともに、工事の実施による自然環境等への影響も踏まえて事業実施による環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画に反映させること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺において、他事業者による風力発電事業の計画が明らかになった場合には、累積的な影響が懸念される。このため、環境影響図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討や事業実施想定区域の見直し及び基数の大幅な削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び住民への説明

事業実施想定区域周辺の地域住民、地元自治体及び関係者に対して、専門的な表

現を可能な限り用いず、解説や図表を工夫しながら、環境影響に関する情報を積極的に提供し、丁寧な説明を行うなど、十分な理解を得ながら事業を進めること。

なお、住民からの苦情等に対しては、誠意をもって迅速かつ適切な対応を行うこと。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響評価の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 騒音等による環境影響

事業実施想定区域周辺には、住居のほか、学校や医療機関等が存在しており、工事中及び供用時における騒音、振動及び低周波音による重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。また、居住状況や住居等との位置関係を適切に把握することが重要である。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から隔離すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境に対する影響

事業実施想定区域には、水道水源として重要な七ヶ宿ダムの集水域が含まれるほか、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された水源かん養保安林が存在している。本事業は、複数の風力発電設備を山地の尾根筋に設置する大規模なものであり、工事中の土砂及び濁水等の流出に伴う水環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの影響に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、沢筋等からの距離を確保するなど、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 地形及び地質に対する影響

イ 地すべり地形分布図等により適切に地すべり地全体を把握するとともに、事業による地すべり地への影響について調査、予測し、重大な影響の有無について評価を行うこと。その結果を踏まえ、地すべりの可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

ロ 事業実施想定区域内は、土石流危険渓流や土砂災害警戒区域が存在していることから、事業実施に当たっては、所管法令に基づき慎重に行うこと。

(4) 動植物及び生態系に対する影響

イ 動植物の生息・生育環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、希少なコウモリが生息していることから、一般的に強風時には飛翔しないコウモリの特性を考慮して、風車のカットイン風速とコウモリの衝突頻度との関係について、最新の知見や専門家等からの助言を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。その結果に基づき、適切なカットイン風速を設定し、コウモリの衝突事故を回避又は極力低減すること。また、事業実施想定区域内には、ブナクラス域自然植生等の広葉樹林が存在していることから、動物の棲息場所となる樹洞の分布を適切に把握する調査手法を用いること。

ロ 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、渡り鳥の渡りルートが存在することから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

このことから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等の助言や「環境アセスメントデータベース (EADAS)」の鳥類センシティブティマップ等を用いて、渡りルート等を適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

ハ 希少植物及び生態系に対する影響

植物の重要な群落は、群落の成立要件として地形的な特異性があり、近傍を改変することで生育環境への重大な影響が懸念される。そのため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、群落の成立要件を含めて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、土地の改変量を最小限に抑えること等により、生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、蔵王高原県立自然公園や仙南地域の魅力ある観光資源である「みやぎ蔵王三十六景」のほか、国指定天然記念物である「材木岩」等の重要な景観資源が存在しており、本事業の実施により、これらの眺望点からの景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性を考慮し、複合的視点により眺望点からの重要性

を検討すること。また、現地調査により重要な眺望点からの眺望の特性、利用状況などを把握した上で、フォトモンタージュや動画を作成し、客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減すること。

特に、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望点となる施設等の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係市町等の意見を十分に踏まえること。さらに、生活圏からの圍繞景観についても、その影響を適切に把握するよう調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域周辺には、「不忘山」や「長老湖」を中心に、登山道、遊歩道、キャンプ場等が存在しており、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影及び景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、それらの設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係市町等の意見を踏まえること。

(7) 廃棄物等の適切な処理

本事業の実施に伴い発生する廃棄物については、方法書以降の図書において、建設工事から事業終了後の設備撤去に至るまでの発生量を予測し、その適正な処理方法について評価すること。